

## 地域猫活動支援事業

ツイート いいね!

更新日：2023年4月26日

### 「人と猫の共生する地域社会」を目指して

東村山市では、平成27年度より、地域猫活動を支援する事業を開始いたしました。

多くのペット動物が家族の一員として大切に飼育される一方で、最近では、十分な知識のないまま安易に飼い始めた結果、不適切な飼育や飼育放棄などが問題となっています。

特に飼育放棄された猫については、「かわいそう」という感情から同情したかたが、近所の猫にえさを与え続けることで猫が繁殖していき、その結果、糞尿被害、鳴声、ごみを漁るなどの行動から、地域住民の間でトラブルや苦情になっています。

このような、「飼い主のいない猫」による地域の問題を解決するため「地域猫活動」が一つの手段として有効であるとされています。

[「地域猫活動」とは](#)

[支援内容について](#)

[支援を受けるための要件](#)

[さくらねこ無料不妊手術事業について](#)

[市民の皆様へ](#)

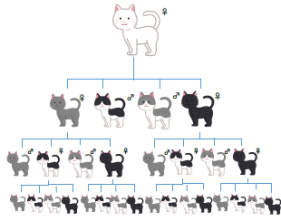
[飼い猫について](#)

### 「地域猫活動」とは？

地域住民やボランティアグループなどが主体となり、地域の理解のもと、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術をするなどし、猫達が命を全うするまで、その地域で適切に管理していく活動のことです。

### 具体的な活動内容

#### 1. これ以上増やさないために！「不妊・去勢手術」(TNR)



猫は交尾をした刺激で排卵するため、交尾をすればほぼ100%妊娠します。  
メスの猫は、1回に平均5匹の子猫を産み、子猫が離乳すると次の妊娠が可能になります。  
また、生まれた子猫の中で、メスは生後6ヶ月程で妊娠・出産が可能となります。  
そうしてどんどん増えていくのです。  
数が増えれば、その分飼い主のいない猫による問題も多くなります。  
そのため、これ以上増やさないことが、何より大切です。  
不妊・去勢手術を施すことで、発情期の鳴き声や、マーキングを減らすこともできます。



TNRとさくらねこ

#### 2. 糞尿被害をなくすために！「トイレの管理」



糞尿によるトラブルを防ぐため、トイレの設置・清掃を行います。  
トイレは、猫の数+1カ所が望ましいとされています。

[猫トイレの紹介 \(PDF : 612KB\)](#)

### 3. ゴミあさを防ぐために！「えさ場の管理」



ごはんの管理をすることで、飢えた猫がゴミを漁るのを防ぎます。  
また、決まった時間・場所での給餌は、数や個体の管理もしやすくなります。  
えさを与えるときは、以下のルールを守ることが大切です。

- 管理している猫にだけ与える。
- 同じ時間に、決まった場所で与える。
- 置きえさをしない。

市内で地域猫活動に取り組むグループを、「東村山市地域猫活動団体」として支援します。

支援を受けるには「団体登録」が必要です。

#### 支援内容

##### ★不妊・去勢手術の助成

- (メス) 不妊手術・・・1匹につき、上限7,000円
- (オス) 去勢手術・・・1匹につき、上限5,000円
- (注記1)** 不妊・去勢手術の費用に対しての補助金です。その他の費用（ノミ駆除・ワクチンなど）は対象外です。
- (注記2)** 術後、元の場所へ戻すことが前提です。
- (注記3)** 予算の範囲内での助成となりますので、予算がなくなり次第、終了となります。

##### ★さくらねこTNRチケットの配布

- (注記)** 病院の指定があります。

#### [さくらねこ無料不妊手術事業について](#)

##### ★猫用捕獲器（プロテクションケージ）の貸し出し

地域猫への不妊・去勢手術を目的とした捕獲にのみ、ご使用いただけます。  
1回につき、2週間貸し出します。

##### ★その他

- 活動登録証の交付
- 腕章の配布
- PR用のチラシのご用意・配布

支援を受けるには「団体登録」が必要です。

#### 登録要件

- 市内在住の者を中心に構成されていること。
- 同一世帯に属していない構成員が2人以上であること。
- 飼い主のいない猫の管理活動（餌の管理、糞尿の処理、不妊手術又は去勢手術の措置、疾病予防対策等をいう。次号において同じ。）の内容が、市長が別に定めるガイドラインに基づいたものであること。
- 飼い主のいない猫の管理活動の内容について、継続的に周知活動を行うこと等により、地域住民の理解及び協力を得ていること。
- 政治活動、宗教活動、又は営利活動を目的としないこと、及び市又は公共的団体が行う同種の補助金の交付を受けていないこと。
- 東村山市暴力団排除条例（平成24年東村山市条例第12号）第2条第2号又は第3号に規定する者を構成員としていないこと。
- (注記)** 団体登録は、「地域猫活動」や「エサやり」に許可を出すものではありません。必ず、周囲の理解を得てから行ってください。

[東村山市地域猫活動ガイドライン \(PDF : 313KB\)](#)

## 団体登録の流れ



[市への団体登録の流れ \(PDF : 499KB\)](#)

## 申請窓口

**秋水園** 環境保全課

## 登録申請書類

[東村山市地域猫活動団体登録申請書\(第1号様式\) \(ワード : 15KB\)](#)

[飼い主のいない猫の管理活動内容\(任意様式\) \(ワード : 18KB\)](#)

[地域猫としたい猫状況一覧表\(任意様式\) \(エクセル : 14KB\)](#)

[地域猫活動団体状況表\(任意様式\) \(エクセル : 28KB\)](#)

## 関連書類

[東村山市地域猫活動団体登録事項変更申請書\(第2号様式\) \(ワード : 14KB\)](#)

[東村山市地域猫活動団体活動報告書\(第5号様式\) \(ワード : 14KB\)](#)

[東村山市地域猫活動団体補助金交付申請書\(第3号様式\) \(ワード : 14KB\)](#)

[補助金交付申請内訳書\(任意様式\) \(エクセル : 12KB\)](#)

## さくらねこ無料不妊手術事業

平成30年度から公益財団法人どうぶつ基金の「さくらねこ無料不妊手術事業」にボランティア団体の方々と協働で参加し、行政枠チケットを使用しています。

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携して TNR 事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR (Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に戻す、その印として耳先をさくらの花びらのように V 字カットする)」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分数の減少に寄与する活動です。

[公益財団法人どうぶつ基金「さくらねこTNR」\(外部リンク\)](#)

[公益財団法人どうぶつ基金\(外部リンク\)](#)

## 市民の皆様へ

### 動物の虐待等は犯罪です

犬や猫などの愛護動物に対する殺傷や虐待、遺棄を行うと次の罰が科せられます。

愛護動物を殺し傷つけた者 = 懲役5年以下又は500万円以下の罰金

愛護動物に虐待を行った者 = 懲役1年以下又は100万円以下の罰金

愛護動物を遺棄した者 = 懲役1年以下又は100万円以下の罰金

**(注記)** 「遺棄」には、山へ連れて行って置き去りにするなど、元居た場所から遠く離れた場所に移動させることも含まれます。

[虐待や遺棄の禁止 \(環境省\)](#)

### 飼い主のいない猫へのエサやりについて

猫へのエサやり行為は、法令などで禁止されていません。

しかし同時に、人の生活環境に悪影響が起きるエサやりをしてはいけないとされています。

そのような行為は、周辺環境の悪化や近隣トラブルの原因になり、人にも猫にも良いことは何一つありません。  
エサをあげる場合は、同時に以下の点にも気を配りましょう。



### 保護・収容はおこなっていません。

市や保健所では、飼い主のいない猫および飼いきれなくなった猫の、保護・収容はしていません。保護や譲渡については、ご自身の責任において行ってください。

また、動物愛護法における「愛護動物」であるため、駆除の対象外です。

譲渡会等の情報につきましては東京都動物愛護情報サイト [「ワンニャンとうきょう」](#)をご覧ください。

## 飼い猫について

- 1 最後まで飼育しましょう**  
飼い猫は、ペットの命を預かる責任が伴います。最後まで責任を持って飼育しましょう。また、捨てずに最後まで飼育することが大切です。飼育する猫の健康や安全を確保し、保護や収容に繋がらないよう、注意してください。
- 2 飼い猫の飼育は誰がやるか**  
飼い猫の飼育は、飼い主が責任を持って行う必要があります。飼育する猫の健康や安全を確保し、保護や収容に繋がらないよう、注意してください。また、飼育する猫の健康や安全を確保し、保護や収容に繋がらないよう、注意してください。
- 3 不妊・去勢手術をしましょう**  
不妊・去勢手術は、猫の健康や安全を確保し、保護や収容に繋がらないよう、注意してください。また、飼育する猫の健康や安全を確保し、保護や収容に繋がらないよう、注意してください。
- 4 最高齢まで飼育しましょう**  
猫の寿命は、飼い主の責任を持って飼育されることで、長生きが期待できます。飼育する猫の健康や安全を確保し、保護や収容に繋がらないよう、注意してください。

## 関連情報

- [【環境省】人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト](#)
- [【環境省】住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン](#)
- [【環境省】飼い主のいない猫の繁殖制限について](#)
- [【東京都福祉保健局】「飼い主のいない猫」との共生をめざす街ガイドブック（平成30年度改定版）](#)
- [【（公財）日本動物愛護協会】地域猫活動について](#)

### このページに関するお問い合わせ

**環境資源循環部環境保全課**  
〒189-0001 東村山市秋津町4丁目17番地1  
電話：市役所代表： [042-393-5111](tel:042-393-5111)(内線3481・3482)  
ファックス：042-391-5847  
[この担当課にメールを送る（新規ウィンドウを開きます）](#)  
[環境資源循環部環境保全課のページへ](#)

### 東村山市役所

〒189-8501  
東京都東村山市本町1丁目2番地3 ▶

---

電話：042-393-5111（代表） ▶

- ▶ ページの上部へ戻る
- ▶ トップページに戻る
- ▶ PC版を表示